［別記］

かなざわ新町家として宣伝する場合の取扱

1　協力事業者は、新築、改修、設計、販売等を行う住宅をかなざわ新町家として宣伝する場合は、事前に申請書類を協議会に提出し、承認を受けること。

2　前項の規定により承認を受けようとする住宅は、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）かなざわ新町家チェックシート（別紙）に掲載する金澤町家の知恵のうち、次に掲げる知恵を取り入れていること。

・まちの連続性に配慮した配置とする（指針１①）
・地域の特性に応じたまちなみとする（指針２②）
・地域の金澤町家の特徴を踏まえた外観デザインを取り入れる（指針２③）
・勾配のある屋根にする（指針３②）

また、その他の知恵については、できる限り取り入れるよう努めること。

（2）金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成 25 年条例第 1 号)第 22 条第１項に規定する金澤町家保全活用推進区域内に存する住宅（同条例第２条第１項第１号に規定する金澤町家を除く。）であること。

（3）当該承認に係る建築又は改修の工事着手日が、協力事業者登録日以降であること。

3　第１項の承認を受けた者は、当該承認に係る建築又は改修の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書を協議会に提出すること。

4　当該承認に係る建築又は改修の工事の完了後に承認を受けようとする場合は、第１項の申請書類に当該住宅の写真を添付すること。また、第３項の規定は適用しない。

5　かなざわ新町家の設計のみを行い、実際の工事を伴わない場合は、第２項（2）の規定は想定する建築敷地に適用する。また、同項（3）及び第３項の規定は適用しない。

6　第１項の承認を受けた住宅が第２項の要件を満たさないこととなった場合、協議会は承認を取り消すことができる。

7　この取扱に疑義が生じた場合は、協議会に協議するものとする。

別 紙

かなざわ新町家チェックシート

取り入れた「金澤町家の知恵」にチェックしてください。（**〇印は必須項目**。）

指　針	設計のポイント	金澤町家の知恵
指針１ **まちに住まう**	①空間の連続性に配慮する	**〇 まちの連続性に配慮した配置とする**
		□ 庭の配置を隣地と合わせて設ける
	②交流を楽しむ空間をつくる	□ 庇や下屋などで軒下の半屋外空間をつくる
		□ まちに開いた半公共空間をつくる
		□ 土間空間を活かす
	③まちの気配を感じる	□ 格子を設ける
指針２ **まちなみにとけこむ**	①まちの地割を活かす	□ 地割を活かしたスケール感とする
	②まちなみをつなぐ	**〇 地域の特性に応じたまちなみとする**
		□ 周辺の建物と壁の位置、軒の出、高さを揃える
		□ 周辺の建物と塀や植栽の配置を揃える
	③まちの歴史を継ぐ	**〇 地域の金澤町家の特徴を踏まえた外観デザインを取り入れる**
指針３ **環境に配慮する**	①風や光をコントロールする	□ 風や光の通り道を上手くつくる
		□ 庭の植栽で光の量を調節する
	②雨や雪に対応する	**〇 勾配のある屋根にする**
		□ 釉薬瓦を使用する
		□ 軒や庇の長さを工夫する
	③涼しさを演出する	□ 土間を設け、涼しく過ごす
指針４ **四季を楽しむ**	①四季を感じる庭と眺める場所をつくる	□ 庭を設ける
		□ 庭を縁側などから眺める
	②季節のものを飾れる場所をつくる	□ 棚、床の間など飾れる場所を設ける
	③季節に応じたしつらえにする	□ 季節に応じて建具替えを行う
		□ 庭木に雪吊りをする
指針５ **長く大切に使う**	①長く住まう工夫をする	□ 可動式の戸で空間を柔軟に使う
		□ 暖簾、屏風で緩やかに視線を遮る
	②自然素材の質感・変化を楽しむ	□ 自然素材を取り入れる
	③木を使う・木を活かす	□ 木造の軸組構造で建てる
		□ 真壁づくりで造る
		□ 傷んだ部分は補修して使う
		□ 古材、古建具、古家具を再利用する
指針６ **和を嗜む**	①床座での生活を楽しむ	□ 畳を取り入れる
	②匠の技を楽しむ	□ 職人の技を取り入れる
		□ 壁や天井を工夫する
		□ 障子を取り入れる
	③伝統的な生活文化を楽しむ	□ 掛け軸や工芸品を楽しむ空間をつくる
		□ 生け花や茶の湯を生活に取り入れる

※各項目の詳細は、「かなざわ新町家ガイドブック(本編)」を参照してください。

→ かなざわ新町家の普及促進（金沢市公式ホームページ）
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/rekishitoshisuishinka/gyomuannai/1/32096.html